



《会計・税務の知識》 相続税の平成27年の改正事項

はじめに

平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について改正が行われております。そこで今回は相続税の主な改正事項についてご紹介します。

1. 遺産に係る基礎控除

被相続人（亡くなられた方）から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価額の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合には、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

遺産に係る基礎控除額は、以下のように改正されています。

改正前	改正後
5,000万円＋(1,000万円×法定相続人の数)	3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)

(国税庁：相続税及び贈与税の税制改正のあらましより)

法定相続人の数とは、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人のことをいいます。配偶者と子2人の場合には、 $3,000万円＋(600万円×3人)＝4,800万円$ が遺産に係る基礎控除額となります。

2. 相続税の税率構造

相続税の税率構造は、以下のように改正されています。

各法定相続人の取得金額	【改正前】 税率	【改正後】 税率
1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超～3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超～5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超～1億円以下	30%	30%
1億円超～2億円以下	40%	40%
2億円超～3億円以下		45%
3億円超～6億円以下	50%	50%
6億円超		55%

(国税庁：相続税及び贈与税の税制改正のあらましより)

各法定相続人の取得金額とは、課税遺産総額（課税価額の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が、法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

3. 税額控除

未成年者控除、障害者控除の控除額は、以下のように改正されています。

① 未成年者控除

改正前	改正後
20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円

相続人が15歳の場合には、 $10万円×(20歳－15歳)＝50万円$ が未成年者控除の控除額となります。

② 障害者控除

改正前	改正後
85歳までの1年につき6万円 (特別障害者は12万円)	85歳までの1年につき10万円 (特別障害者は20万円)

(国税庁：相続税及び贈与税の税制改正のあらましより)

相続人が65歳の障害者の場合には、 $10万円×(85歳－65歳)＝200万円$ が障害者控除の控除額となります。

4. 小規模宅地等の特例

小規模宅地等の特例とは、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業用又は居住用の土地で、建物又は構築物の敷地に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税評価額を減額することができる特例です。

小規模宅地等の特例は、以下のように改正されています。

① 居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積の拡大

改正前	改正後
限度面積240㎡（減額割合80%）	限度面積330㎡（減額割合80%）

② 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積の拡大

改正前	改正後
特定居住用宅地等 240㎡ 特定事業用宅地等 400㎡ のうち合計400㎡まで適用可能	特定居住用宅地等 330㎡ 特定事業用宅地等 400㎡ の合計730㎡まで適用可能 ※貸付事業用宅地等についての特例の適用を受けない場合に限る

(国税庁：相続税及び贈与税の税制改正のあらましより)

おわりに

相続の事前相談、相続発生後のご相談については、弊所の『安心相続』相談所までお気軽にお問い合わせ下さい。<http://www.anshinsouzoku.net/>
 (担当：佐藤裕)